地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　実施要領

　別紙２

　（２）交付対象事業内容

　ア　屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

（ア）　太陽光発電設備（自家消費型）

　交付要件

**※☐マークにすべて“✓”がはいっていますか？？**

**※赤字記載箇所について、口頭による確認をしましたか？？**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | ✓ | 備　　考 |
| a　本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。  　⇒本事業により得られる電力は、申請者（電力を消費する側）に供給され、自家消費されるようになっていますか？？ | □ |  |
| b　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は令和4年度に開始が予定されているFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。  　⇒「FIT」、「FIP」の認定の取得はしませんか？？ | □ |  |
| c　電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。  　⇒本事業で得られる電力は、「遠隔地にある発電所」から「電気を使用する施設」に送電して使用されませんか？？ | □ |  |
| d　再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。  （ただし、専らFITの認定を受けたものに対するものを除く。）  ⇒上記ガイドラインを確認のうえ、実施されますか？？  特に、次の（a）～（d）をすべて遵守していることを確認すること。  ⇒以下の（a）～（d）すべてにチェックが入っていますか？？ | □  □ |  |
| （a）一つの場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。  詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。  　　⇒太陽光パネル・蓄電池・パワーコンディショナーは一つの場所に設置するよう計画されていますか？？  　　⇒本事業により発電する電力は、申請者以外の人が電力を消費することとなっていませんか？？  【（１）建物の屋根・屋上に太陽光発電設備を設置する場合の必要書類】  　　①・登記が完了している場合　　　　　　登記簿謄本の写し  　　　・登記が完了していない場合（下記のいずれかの写し）  　　　　　　　　　建築確認済証・売買契約書・請負契約書の写し  　　①に記載される建物の権利者と申請者は同一人物か？？  　　⇒同一人物ではない場合（下記のいずれか写し）  　　②・賃貸借契約書・地上権設定契約書・①の建物の使用の権原を有すること又はこれを確実に取得することができることを証する書類の写し  【（２）発電設備を設置する場合の必要書類（（１）を除く場所に設置する場合）】  　　①土地の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し  　　①に記載される土地の権利者と申請者は同一人物か？？  　　⇒同一人物ではない場合（下記のいずれか写し）  　　②売買契約書・賃貸借契約書・地上権設定契約書・①の土地の使用の権原を有すること又はこれを確実に取得することができることを証する書類の写し | □  □  □  □  □  □ | 申請書中  「補助対象設備の設置場所」  に関するチェック項目 |
| （b）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。  　　⇒導入後の保守点検及びメンテンナンスは、確実に実施すること。（50kw未満でもH29.4.1より義務化されている。） | □ |  |
| （c）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。  　　⇒諸問題が生じた際には、申請者の責任において対処されることをご確認ください。 | □ |  |
| （d）交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。  　　⇒減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定を順守することとなっていますが、確認されましたか？（最大下記の年数は処分に制限がかかります。）  　　①自家用で蓄電地を合わせて導入する場合は7年間  　　②自家用+事業用で導入する場合は17年間  　　③自家用で太陽光パネルのみは処分の制限なし。 | □ |  |
| e　リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。  　　⇒リース事業者に対して、交付金が交付されることを証明できるよう準備されていますか？  　　⇒交付金額相当分がリース料金から控除されることを証明できますか？  リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。  ⇒（j）の欄に記載している耐用年数期間満了まで継続的に使用するための書類はありますか？  リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。  ⇒（j）の欄に記載している耐用年数よりリース期間が短くなっていますが、耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確約できる書類等はありますか？ | □  □  □  □ |  |
| f　次の（a）・（b）のいずれかを満たすこと。  　　⇒以下の（a）・（b）いずれかにチェックが入っていますか？？ |  |  |
| （a）需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電気量の一定の割合（業務用：50％、家庭用30％）以上とすること。  　　⇒①自家用+事業用の双方で使用する場合、50％以上  　　⇒②自家用のみで使用する場合、30％以上 | □ |  |
| （b）需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 | □ |  |